

議案第 74 号

令和 7 年度

墨田区国民健康保険特別会計予算

令和7年度 墨田区国民健康保険特別会計予算

令和7年度墨田区国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,929,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月 日提出

墨田区長 山本 亨

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険料		6,638,057
	1 国民健康保険料	6,638,057
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		105
	1 手 数 料	105
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 都支出金		17,190,367
	1 都補助金	17,190,366
	2 財政安定化基金交付金	1
6 繰入金		3,017,248
	1 一般会計繰入金	3,017,248
7 繰越金		60,203
	1 繰越金	60,203
8 諸収入		23,017
	1 延滞金、加算金及び過料	2,502
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	20,504
歳 入	合 計	26,929,000

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費		603,753
	1 総務管理費	603,753
2 保険給付費		17,131,878
	1 療養諸費	14,249,030
	2 高額療養費	2,745,000
	3 移送費	350
	4 出産育児諸費	90,038
	5 葬祭費	20,300
	6 結核・精神医療給付金	26,900
	7 傷病手当金	260
3 国民健康保険事業費納付金		8,700,000
	1 医療給付費	5,950,000
	2 後期高齢者支援金等	2,000,000
	3 介護納付金	750,000
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		233,162
	1 特定健康診査等事業費	213,007
	2 保健事業費	20,155
6 諸支出金		60,206
	1 償還金及び還付金	60,202
	2 公債費	2
	3 延滞金	1
	4 繰出金	1
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	26,929,000